第百四十八条第二号中「火災の調査」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号中「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を削り、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「第百五十二条第二項第一号、第二号及び第五号から第七号まで」を「第百五十二条第二項第二号、第五号及び第六号」に改め、同号を同条第十三号とする。

附則第四条第三項の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百九十六号）第二条第一項の特別防除施設等地区における地すべり防止工事をいう。）に関する法律第一